

公的年金からの特別徴収についてのお知らせです

◎ 公的年金からの特別徴収税額及び納付方法について

最新の市・県民税納税通知書の内容をご確認ください。

税額・納付方法及び特別徴収(引き落とし)の対象となる公的年金の種類などをお知らせしております。(実際に振り込まれている年金の額については、年金保険者から送付される『年金振込通知書』などをご確認ください。)

◎ 公的年金からの特別徴収が中止となる場合について

年度の途中で以下の要件に該当した場合は、公的年金からの特別徴収が中止となり、残りの税額は普通徴収により納付していただくこととなります。

- ① 年金にかかる個人市・県民税の額が変更になった場合
- ② 福島市から他市町村へ転出された場合
- ③ 介護保険料が特別徴収の対象外となった場合
- ④ 年金の支払が停止となった場合 など

※ 転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続することができる場合があります。

◎ 年金振込通知書について

平成21年10月からは、年金所得にかかる税額があらかじめ差し引かれ、差し引き後の公的年金額が、年金保険者より支払われています。

実際に支払われる公的年金の額については、年金保険者より送付される『年金振込通知書』をご確認ください。

◎ 寄せられたお問い合わせと答え

問1 市・県民税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度は、どのような目的で導入されたのですか？

答1 公的年金を受給される高齢者の方々の便宜を図ると共に、市町村における納税の効率化を図ることを目的としています。

- ① 納税のために、市役所や金融機関に出向く必要がありません。
- ② 年金所得にかかる市・県民税の納期が年4回から6回になり、1回当たりの負担額が軽減されます。

問2 市・県民税の負担が増えるのですか？

答2 市・県民税を納める方法の変更ですので、税負担が増えることはありません。

問3 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は口座振替を選択することが認められていますが、市・県民税では選択できないのですか？

答3 給与からの特別徴収と同様に、本人の意思による選択は認められていません。
(地方税法321条の7の2)

問4 公的年金以外にも所得がある場合は、どのように納めることになりますか？

答4 市・県民税の公的年金からの特別徴収対象となる方で、公的年金以外の所得がある方の市・県民税の納め方は、所得の種類に応じて以下ようになります。

- ・ 年金所得から計算した税額 ⇒ 公的年金からの特別徴収 (※1)
- ・ 給与所得から計算した税額 ⇒ 給与からの特別徴収
- ・ その他の所得(不動産所得、事業所得など) ⇒ 納税通知書(納付書)から計算した税額により納付 (※2)

※1 公的年金から特別徴収する税額は、年金所得から計算した税額のみです。

※2 会社などにお勤めの方は、給与・年金以外の所得から計算した税額を給与所得から計算した税額とあわせて、給与から特別徴収することもできます。